

株式会社丸建サービス

(2026年3月1日)

事業の種別等の揭示について

貨物利用運送事業法第9条及び同法施行規則第13条の規定に基づき、下記の通り揭示する。

記

1. 事業の種別

第一種貨物利用運送事業（2026年2月24日 中運自貨第503号）

2. 利用運送に係る運送機関の種類

貨物自動車運送

3. 運賃及び料金

個人を対象としないため省略

4. 利用運送約款

標準貨物自動車利用運送約款を適用する。詳細は別途揭示する。

5. 利用運送の区域

中部圏区域発着貨物

6. 業務の範囲

一般事業

以上